



2020年 オリンピック・
パラリンピックを日本で!

平成24年11月27日
青少年・治安対策本部
生活文化局

不健全指定がん具類に該当するエアガンを子供に使わせないでください!

～商品テスト結果報告～

消費生活相談窓口には、子供のエアガン(※)によるケガやケガをしそうになった事例について相談が寄せられています。そこで都は、18歳未満でも購入することができるエアガンの商品テストを実施しました。その結果、都青少年健全育成条例の「不健全指定がん具類」(以下「指定がん具類」という。)に該当するエアガンが子供向けとして販売されていたことを確認し、業界団体に指導を行いました。(詳細は裏面のとおりです。)

(「エアソフトガン」等と呼ばれ、子供ががん具として使用するものを指し、銃刀法の規制対象となる空気銃等とは異なります。)



【問合せ先】

(指定がん具類関係 資料1)
青少年・治安対策本部総合対策部青少年課
電話：03-5388-3186

(商品テスト関係 資料2)
生活文化局消費生活部生活安全課
電話：03-5388-3082

1 商品テスト結果の概要

指定がん具類に該当するエアガン

- ・ 輸入品2丁、国産品1丁の計3丁のエアガンについて、発射された弾丸の威力が所定の基準を超え、青少年(18歳未満の者をいう。以下同じ。)に販売が禁止される指定がん具類に該当することが判明しました(資料1)。

表示・安全性の調査結果

- ・ エアガンのパッケージや取扱説明書の記載内容及び表示が、適切でないものがありました。
- ・ 安全装置について、機能が備わっていないものや、使用方法の説明が無いもの、機能しない場合があるものがありました(資料2)。

2 業界団体への指導等

青少年に販売しない措置等

- ・ 指定がん具類に「条例適合品」・「U18(対象年齢18歳未満用)」といったシールが貼られ、18歳未満の青少年が購入可能なエアガンとして流通していた事態を重視し、在庫品については青少年に販売しない措置の徹底、販売済みの該当製品については青少年に使用させないよう都民への注意喚起の実施、加えて再発防止に向けた取組を行うよう指導しました。

パッケージ等の表示等

- ・ エアガン全般について、パッケージや取扱説明書の表示内容の改善や安全装置の有効性向上、使用方法の注意喚起について、関係する業界団体を通じ要望等を行いました。

3 保護者の皆様への重要なお知らせ

指定がん具類に該当するエアガンを18歳未満の青少年に使わせないでください。

- ・ お持ちのエアガンの対応については、必要があれば資料1の事業者にお問合せください。

エアガンで遊ぶときは十分な注意が必要です。

- ・ 子供向けの威力のエアガンであっても、人に向けて発射するなど使い方を間違えると危険です。使用上の注意をよく読み、エアガンで遊ばせるときは正しい使い方を徹底させてください(資料2)。

※資料1 事業者問合せ先 : 青少年・治安対策本部

※資料2 「子供向けエアガンの安全性」(平成24年度商品テスト)概要・報告書 : 生活文化局